

想続だより

感謝の気持と譲る心の大切さ



一般社団法人

相続サポートセンター

横浜戸塚店

南林間店

遺言Q&A

昨今ではよく耳にすることも多くなった遺言。みなさまのご質問やお問い合わせも多数いただきます。遺言の種類と、書く際に気をつけることをまとめてみました。

■遺言の種類

遺言の種類は、大きく分けると公正証書遺言と自筆証書遺言の二種類。どちらも長所・短所がありますが、法的な不備のおそれ、紛失・改ざんや実際に相続が発生した際の手続きの簡便さ等で比べると、お薦めしたいのはやはり公正証書で作成することです。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆公証役場で2人以上の証人の立会いのもとに遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全文と日付および氏名を自書し、押印が必須 ◆遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認手続が必要
長所	<ul style="list-style-type: none"> ◆内容が明確で、証拠力が高く安全確実で、無効になる恐れがほとんどない ◆病気で字が書けなくても、作成できる ◆原本が公証役場に保管されるため、偽造・紛失の心配がない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いつでも、どこでも作成できる ◆誰にも知れずに作成できる ◆費用が殆どかからない（短所※1参照） ◆直筆なので想いが伝わりやすい
短所	<ul style="list-style-type: none"> ◆証人（立会人）が必要 ◆費用がかかる ◆直筆ではないのでなんとなく温かみがない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆形式の不備や、不明確な内容になりがちで、後日トラブルが起きる可能性があります ◆偽造・隠匿などの心配があります ◆公正証書遺言よりも費用が掛かる場合もある（※1） ◆検認手続が煩わしいことも ◆遺言の有効性で争いになることも

■遺言を書く際に気をつけること

遺言書を書く際に財産の分け方だけ記載してあれば大丈夫だろうという方がいらっしますが、ただ財産の分け方だけ書いてあっても、それが元で、逆に遺産争いになってしまう場合もあります。

自筆証書の場合でも、公正証書の場合でも、財産を渡す予定の相手が遺言者よりも先又は同時に死亡してしまった場合のための「予備的遺言」まで考慮してあるか、「遺言執行者の指定」がしてあるのか、してあればその方は遺言執行時にしっかりお願いできる方なのか、なぜそのような分け方にしたのかなど「遺言者の想いを伝える付言」を考えているか等々検討しておかなければいけないことは意外とあります。

遺言書を作成する際にはまず、専門家にご相談いただき、誰のために、何のために、遺言を残すのかをしっかりと考えることをおすすめします。



相続のお手伝いをさせて頂いております、相談員のSです。

私が相続関係の仕事に携わるようになってから、はや15年が経とうとしています。最近では「相続」という言葉は新聞・テレビ等のメディアでも頻繁に見聞きする言葉になりましたが、始めた当時はまだまだ『相続なんて縁起でもない』、『遺言はもっと年をとってから準備するよ』、という方が大半でした。

時代は平成バブルが崩壊し、不動産価格も下落の一步をたどっていたので一部の富裕層を除けば、相続に対する関心も薄れていった時期なのかもしれません。

当然、今のように「エンディングノート」や「終活」なんて言葉もありませんでした。

当時、生命保険会社で死亡保険金支払請求のお手伝いをしていた私は、相続によって発生する心情的・経済的な困難もさることながら、数々の諸手続きに疲弊されていくお客様が多いことに戸惑いを覚えていました。

たしかに、相続が発生した際に保険金が下りれば、経済的には非常に助かります。ですが、ご家族には悲しみに浸る間もなく、役所への届出、健康保険や年金等社会保険関係の手続き、電気・ガス・水道・電話の名義変更、金融機関の解約、株や国債等有価証券の名義変更、自宅不動産の名義変更など、各種手続きに追われる日々が待っており、不慣れな相続手続きは、精神的・肉体的にかなりの負担となります。

ましてや遺産分割で揉め、納税資金に苦慮するようでは本当に三重苦、四重苦です。

日々お客様のお手伝いをさせて頂いていると「相続で苦労しない」「相続で不幸にならない」「相続で家族の絆を壊さない」ためには、少し早めの準備がとても大切だと感じます。

相続は、遺す方も受取る方が困らないように資産を整理してから託す。
受取る方もただ受取るではなく、遺す方の想いと共に資産を引き継ぐ。
そんな想いが一人でも多くの方であればと、願う気持ちでいっぱいです。

お知らせ 相続勉強会 始めます!

『**相続寺子屋**』と銘打って、参加無料の勉強会を始めます。
この機会に相続や終活に関する理解を深めて、ライフエンドに備えてみませんか。

磯野家の相続 ～波平 遺言を書く～

第1回 4月16日(土)開催・横浜戸塚店
5月21日(土)開催・南林間店

定員/5名予定 時間/10:00~11:00
終了後、ご希望者には個別相談も承ります。

お問い合わせは下記フリーダイヤルまで



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター www.so-sapo.jp

まずはお気軽にご連絡ください。



0120-3715-40

横浜戸塚店

〒244-0003
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 4812
TEL: 045-435-5010 FAX: 045-435-5020

南林間店

〒242-0003
神奈川県大和市林間 1-5-7
TEL: 046-278-2335 FAX: 046-278-2420